

消費者活動を促進する事業に助成します

【対象団体】▶新宿消費生活センター分館の登録団体、▶区の消費者行政に協力する団体、▶区内で活動するボランティア・NPO等の社会貢献的活動団体ほか
【対象事業】1月～3月に実施する、消費者市民社会や消費生活に関する学習、講演会、調査等の公益性のある事業(他の補助を受けている事業、営利・政治活動を主とする事業は除く)

【助成額】事業経費の3分の2以内(1事業につき20万円、年間40万円を限度)

【助成金の交付】審査会で審査の上、助成の可否と上限金額を決定。事業完了後に実績報告を受け、助成金額確定後に交付

【申込み】事前連絡の上、1月20日(休)～2月15日(火)に所定の申請書、団体の会則・規約、年間の活動予定・収支予算書を直接、消費生活就労支援課消費生活就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へ。申請書等は同係で配布しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

自然の電気をお得に使える キャンペーン参加者を募集しています

●東京都など首都圏10自治体が主催

「みんなでいっしょに自然の電気」

同キャンペーンに参加すると、太陽光や風力などで作られる自然の電気を、参加する方が増えるほどお得にご利用いただけます。まずはお気軽にご登録ください。

【申込み】同キャンペーンサイト(右下二次元コード)。

HP <https://group-buy.metro.tokyo.lg.jp/energy/shutoken> からご登録いただけます。

【問合せ】1月31日(月)までの土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後6時に同キャンペーン事務局 ☎0120(267)100へ。

※携帯電話からは ☎0570(058)100へ。



▲キャンペーンロゴ



高田馬場創業支援センター 3月からの利用者を募集

◆オフィススペースの提供、創業に関する情報提供・経営相談などを行います

同センターに電話で施設見学を予約の上、申請方法等の説明を受け、2月1日(火)までにお申し込みください。利用にあたっては書類・面接で選考します。応募の要件等詳しくは、同センター・産業振興課で配布している募集要項でご確認ください。新宿区ホームページ(右二次元コード)でもご案内しています。



【募集人数】区内で創業を目指す方、創業して間もない方ほか、3名

【利用期間】利用承認日から6か月間(最長2年間まで更新可)

【開館時間】午前8時30分～翌午前0時(12月29日(水)～1月3日(月)は休館)

【施設概要】共用オフィス10席、個室オフィス2室(別途利用料が必要)、会議室兼商談室、交流スペースほか(専用ロッカーも利用可)

【利用料金】月額10,000円

【問合せ】▶産業振興課産業振興係(西新宿6―8―2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701、▶同センター(高田馬場1―32―10) ☎(3205)3031へ。



▲センター外観



▲共用オフィス

建物を災害から守るために

木造住宅密集地域等の解消に向けて 木造住宅の不燃化建替え等に助成しています

木造住宅密集地域等のうち、特に不燃化を促進すべき地域(下記)などを対象に、現存する木造住宅を準耐火建築物等にする不燃化建替えや除却(取り壊し)に助成しています。不燃化建替え・除却(取り壊し)を計画している方は、まずはお問い合わせください。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3842へ。

対象地域

以下の町丁目の全域または一部

上落合1～3丁目、北新宿2丁目、西新宿5丁目、赤城元町、赤城下町、改代町、築地町、中里町、天神町、山吹町、矢来町、神楽坂1～6丁目、市谷柳町、若葉1～3丁目、須賀町、信濃町、四谷3丁目、左門町、南元町、市谷山伏町、南榎町、榎町、弁天町

■不燃化建替えへの助成

- ▶木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前の着工で耐震診断の結果、耐震性が不足していると診断されたもの…補助対象事業費の4分の3以内(1件につき300万円を限度)
- ▶上記以外の木造住宅…補助対象事業費の4分の3以内(1件につき100万円を限度)

■除却(取り壊し)への助成

- ▶昭和56年5月31日以前の着工で耐震診断の結果、耐震性が不足していると診断された木造住宅…補助対象事業費の4分の3以内(1件につき50万円を限度)

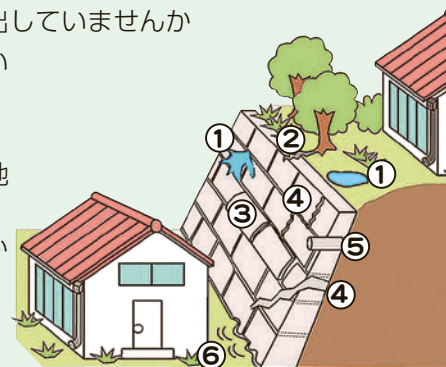
がけ・擁壁や地下室・半地下室のある建物の 安全確認を

集中豪雨等による、がけ・擁壁や建築物への大きな被害を防ぐため、日頃から点検・対策し、いざというときに備えましょう。

【問合せ】建築指導課構造設備担当(本庁舎8階) ☎(5273)3745へ。

◆ 以下の項目を点検しましょう

- ①擁壁や擁壁の上部から水が浸み出していないか
- ②樹木の根やツタなどが擁壁に悪い影響を与えていませんか
- ③擁壁に膨らみが見られませんか
- ④擁壁の亀裂や、ブロック等の目地に沿った亀裂が見られませんか
- ⑤水抜き穴(排水パイプ)はありますか
- ⑥地盤が沈下していませんか



集中豪雨のとき地下室・半地下室は危険です

●地下室から安全な場所へ避難しましょう

地下室は水圧でドアが開きにくくなります。浸水被害を軽減するには、止水板の設置や土のうの準備等の対策が有効です。